

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所
二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（126ccから250cc）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

令和2年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和3年度から固定資産税が課税されるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問していただきます。

調査時には、家の中に入らせていただきます。図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-111-13



高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



介護予防教室について知ろう！

「体力アップ教室」と「脳力アップ教室」は、住み慣れた家や地域でいつまでも生活できるように、健康づくりや介護予防に取り組むことを目的として、必要な生活ができるように6か月間集中しておこなうプログラムです。

筋力運動が中心の「体力アップ教室」



日時 月曜日・木曜日
（月8回）
午後1時30分から3時
場所 軽費老人ホーム
一期一会荘

もの忘れ予防が中心の「脳力アップ教室」



日時 火曜日・金曜日
（月8回）
午後1時20分から
2時50分
場所 大口ケアセンターあかり

※「体力アップ教室」と「脳力アップ教室」どちらも送迎があります。

- 心や身体の機能について生活機能チェックに該当し、自分でできる行為を増やしたい方が参加できます。
- ▽9月から教室に通う場合
- ▽8月 大口町地域包括支援センターの担当者に参加者の話し合いにより、6か月のプログラムを作成。
- ▽9月 教室に参加スタート
- ▽11月 中間評価・体力測定（3か月目）

- ▽2月 最終評価・体力測定（6か月目）卒業
- 6か月後の卒業者の中には、地域の体操教室を利用するなど自立した生活を送っている方もいます。卒業しても、自分に合った教室や活動に参加できますので、興味のある方は大口町地域包括支援センターまでご連絡ください。
- 問合せ先 大口町地域包括支援センター ☎94-2227